

安全管理者・衛生管理者・労務管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	安全管理者	衛生管理者	労務管理者

一般社団法人酒田労働基準協会
会長 前田直之

『低圧電気取扱業務特別教育』のご案内

低圧電気の取扱いは、高圧電気の取扱に比べて安易に取扱われがちですが、低圧電気による感電災害の死亡者の割合が高圧電気によるものよりも高い傾向にあります。

このような災害を防止するためには、電気取扱作業者が当該作業を安全に行うために必要な知識及び技能を身につけることが重要になります。

労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第4号により、「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務」または、「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に労働者をつかせるときは、労働者に対し、安全衛生のための特別教育を行うことが法令で事業者には義務づけられていますので、標記の安全衛生教育を開催することにいたしました。

貴事業場に該当者がおりましたら、この機会に法令違反とならないよう、是非受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時：令和6年7月24日(水)～25日(木)
7月24日：9時30分～17時00分
7月25日：9時00分～11時10分
2. 会 場：酒田市総合文化センター4F (酒田市中心西町2-59 TEL24-2992)
3. 講習内容：

(1) 低圧の電気に関する基礎知識	1時間
(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
(5) 関係法令	1時間
(6) 実技	1時間
4. 申込期限：7月17日(水) 期限前でも定員になり次第締切ります。
5. 受講料：基準協会会員 17,050円/名 (内訳：受講料15,500円、消費税1,550円)
基準協会会員外 23,650円/名 (内訳：受講料21,500円、消費税2,150円)
※ テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. 注意事項：申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。
7. その他：遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

- 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。
(FAX番号 0234-22-1316)
銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金(口座番号 136413)
一般社団法人酒田労働基準協会
シャ) サカタロウドウキジュンキョウカイ
※振込手数料は、貴社にてご負担願います。
また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。
- 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会
適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968
〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316
- 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。
※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。
※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『低圧電気取扱業務特別教育』受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

- 現金を協会に持参
 月 日に銀行口座に振込

FAX送信 令和6年 月 日

(FAX番号 0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行